

# 質問場面にみられる依頼表現の比較

## —国会会議録の資料から—

辻 岡 咲 子

### 1. はじめに

現代日本語は、「もらう」「いただく」の補助動詞用法による行為指示表現のバリエーションが多様化する傾向があり、近年では、「してもらって（も）いいですか／していただいて（も）いいですか」のような依頼場面における許可求め表現（以下モラウ・イタダク系許可求め表現）の使用が広がっている。「してもらってもいい？」の許容度を尋ねた、文化庁文化語科（2008）の調査結果を見ると、主に若年層で許容度が高い表現で、友人同士のような内輪で使用されやすく、ビジネスの場では許容されにくいということが読み取れる。しかし、筆者が、これまで行ってきた、依頼場面におけるモラウ・イタダク系許可求め表現に関する調査では、相手に対する依頼の負担が大きい場面において許容されやすく（辻岡 2019）、特別な役割関係が生じず人間関係の継続性がない公の場面において使用が妥当とされる（辻岡 2020）ことから、モラウ・イタダク系許可求め表現は、仲間うちのみで使用される親密な表現というわけではなく、むしろ配慮（気遣い）を含んだ表現として、その使用範囲が広がっていると言える。

また、辻岡（2021）では、イタダク系許可求め表現が公の場面で使用されやすいという筆者のこれまで行ってきたアンケートによる調査結果に注目し、国会会議録を用いた質問場面における依頼表現の調査を行った。国会会議録では、イタダク系の依頼表現として、「していただけますか」のような肯定疑問文、「していただけませんか」のような否定疑問文、「していただいて（も）いいですか」のような許可求め表現が確認できる。依頼表現の使用頻度としては、クダサル系よりもイタダク系が多用され、否定疑問文より肯定疑問文の使用率が圧倒的に多く、2000年以降に許可求め表現の用例数が増加する。許可求め表現の用例に関しては、「教えていただいて（も）よろしいですか／でしょうか」や「（資料を）見ていただいて（も）よろしいですか／でしょうか」のような、その場で（会議内で）依頼内容が遂行さ

れ、完了する場面に使用される傾向が認められた。

辻岡 (2021) では、イタダク系の依頼表現のうち、肯定疑問文、否定疑問文、許可求め類<sup>(1)</sup>の3種類の構文に接続する上接語の調査<sup>(2)</sup>を行ったが、肯定疑問文と否定疑問文の選択基準を示すことができなかった。許可求め表現は、2000年以前は「確認させていただいて(も)よろしいですか/でしょうか」のような確認の形式で説明を要求する使用が多数見られるため、肯定疑問文と否定疑問文で違いを確認することができたが、2000年以降は、「教えてさせていただいて(も)よろしいですか/でしょうか」のような形式で、説明要求の表現としての使用頻度が増加するため、肯定疑問文や否定疑問文との違いを明確にできていない。上述の通り、許可求め表現は丁寧な表現として使用されているが、肯定疑問文ほど強制性はなく、否定疑問文ほどへりくだったニュアンスの表現ではないため、談話の展開上でも、それぞれの表現が異なった伝達意図をもって使い分けられていると考えられる。

よって、質疑場面の談話分析を行い、3種類の構文の違いに関して、その談話展開上の現れる位置とそれらの働きを明らかにする。

## 2. 調査概要

『日本語文法史キーワード事典』によると、「談話」とは、「広義の一文を超えた何らかの意味的まとまりを持った結束性のある文の集まりのことをいい、話しことばにおいては複数人での会話や特定の立場の人のまとまった話、書きことばにおいてはテキストを意味する。」とある。国会会議録は、導入部分の質疑者の挨拶、質問の前置き、議論の前提を述べるなどといった定型化している部分を除けば、それ以降の談話展開は、質問→回答→要求→回答→要求に対する念押しのように、議論の中で質疑者の要求を通すための交渉がされるため、質問場面における談話(以下、質問談話)と捉えることができる。本稿では、国会会議録を質問談話と見なし、談話分析の手法を用いて、国会会議録における依頼表現の比較を行う。

分析は、発話機能に着目して比較する。その指標として、熊谷・篠崎(2006)の「コミュニケーション機能と機能的要素」を用いた分析を行う。熊谷・篠崎(2006)は、発話の機能を担う最小単位である機能的要素の上位概念として、「コミュニケーション機能」を示しており、「依頼のコミュニケーション機能」を〈きりだし〉〈状況説明〉〈効果的補強〉〈行動の促し〉〈対人配慮〉〈その他〉の6種類にまとめている。表1にそのうちの〈行動の促し〉と〈対人配慮〉を抜粋して示す。これを参考

に、質問談話の質疑者の発話に現れる機能的要素を表2のようにまとめた。

表1 コミュニケーション機能と機能的要素の対応一覧  
熊谷・篠崎(2006)表3-3より一部抜粋

コミュニケーション機能	機能的要素	
	荷物預け	往診
行動の促し	・預かりの依頼(アズカッテグサイ) ・依頼の念押し(オネガイシマス) ・意向の確認(ドーデスカ)	・直接的依頼(キテ イタダケマスカ) ・伝言形の依頼(～ト イッテマス) ・依頼の念押し(オネガイシマス) ・意向の確認(イカガデショー)
対人配慮	・恐縮の表明(スママセンガ /オジャマデショーガ)	・恐縮の表現(スママセンガ /ヤブン オソレイリマスガ)

表2 質疑応答場面のコミュニケーション機能と機能的要素

コミュニケーション機能	機能的要素
きりだし	挨拶：挨拶 前置き：質問の前置き
効果的補強	追及：「なぜ/どうして/どのように」のような相手に追及する発話 認識：「だと思う」話し手の認識や知識を述べる発話 義務：「するべき」話し手の意見や提案を述べる発話 願望：「てもらいたい」話し手の願望を述べる発話 確認：話し手が聞き手に、自身の認識があっているか確認する発話
非難	直接的非難：「おかしい」など直接的に相手を非難する発話 指摘：間接的に相手を非難する発話、相手の間違いへの指摘
行動の促し	情報要求(説明要求)：法律や制度の内容、データの内容を尋ねる発話 情報要求(見解要求)：回答者側の見解を求める発話 情報要求(実現要求)：相手に説明や見解を求めながら将来的な実現を要求する発話 行動要求：相手の行動を要求する発話 念押し：「今後/是非～してほしい」など回答者の発話の後に来る要求の念押し
対人配慮	感謝：感謝を述べる発話 相手への理解：相手の事情、今後の意向、説明への理解を示す発話

以下に、調査に用いた会議録の詳細を記載する。分析に用いた会議録は、質疑者が3種類の構文を使い分けているものを選んだ。議会は、質問をする質疑者と質問に対して回答する複数の回答者、会議を進行させる司会、聴衆者で構成される。以下、質問談話に登場する発話者の役職が判別できるように、Aを質疑者、Bを国務

大臣、Cを副大臣、D、E、Fを政府参考人、Gを委員長（司会）とする。

## 調査資料

### 質問談話 1

第 171 回国会参議院 財政金融委員会 第 23 号平成 21 年 6 月 23 日

A（質疑者）：藤末健三（ふじすえ けんぞう）自由民主党

B（回答者）：与謝野馨（よさの かおる）自由民主党、財務大臣・国務大臣（内閣府特命担当大臣（金融））

D（回答者）：横尾英博（よこお ひでひろ）中小企業庁事業環境部長

E（回答者）：三國谷勝範（みくにや かつのり）金融庁監督局長

F（回答者）：内藤純一（ないとう じゅんいち）金融庁総務企画局長

G（委員長）：円より子（まどか よりこ）国民民主党

### 質問談話 2

第 186 回国会参議院 総務委員会 第 19 号平成 26 年 5 月 15 日

A（質疑者）：藤末健三（ふじすえ けんぞう）自由民主党

B（回答者）：新藤義孝（しんどう よしたか）自由民主党、国務大臣・総務大臣

C（回答者）：関口昌一（せきぐち まさかず）副大臣・総務副大臣

D（回答者）：門山泰明（かどやま やすあき）総務省自治行政局長

E（回答者）：関博之（せき ひろゆき）総務大臣官房地域力創造審議官

調査資料の会議録は、表 3 と表 4 にその談話構造を示した。表 3 は、質問談話 1 の構造を示したもので、3 つの話題について議論しているが、このうち話題①と話題②は関連性のある話題で、話題③のみが独立した話題を取り上げている。表 4 の質問談話 2 は、6 つの話題で構成されているが、話題①～話題③は、「1-2 A による話題①～話題③の前置き」があるため、1 つのかたまりとして扱うことができ、話題④～話題⑥も関連性のある話題について議論しているため、大きく分けると 2 つの話題に分けられる。

次に、表 3 と表 4 をもとに質問談話において 3 種類の構文が現れる位置に関して述べる。質問談話 1 では、話題①と話題③の冒頭に肯定疑問文、話題①の中盤に許可求め類、話題②の冒頭に否定疑問文が見られる。

一方で、質問談話 2 における 3 種類の構文の位置を確認する。話題①と話題⑤の

冒頭で肯定疑問文、話題①の中盤に許可求め類、話題③の冒頭に否定疑問文が見られる。

表3 質問談話1の構造

開始部	1-1 挨拶	1-1A：挨拶
主要部	1-2～ 13-1 談話 話題①	<p>1-1～1-3 Aによる質問 <u>お答えいただけますでしょうか。《説明要求》</u></p> <p>2-1 Dによる返答</p> <p>3-1～3-3 Aによる要望 てもらいたいと思うんですが《願望》、その点いかがでございましょうか。《実現要求》</p> <p>4-1～4-3 Dによる返答</p> <p>5-1 Aによる念押し 是非進めていただきたいと思います。</p> <p>5-2～5-20A Aによる質問（要望の理由） <u>お答えいただいていますか。《見解要求》</u></p> <p>6-1～6-4 Dによる返答</p> <p>7-1～7-6 Aによる質問 という状況であるんですけども、（省略）いかがですか。《見解要求》</p> <p>8-1～8-3 Bによる返答</p> <p>9-1～9-4 AによるBへの要望 是非大臣に一点お願いしたいのは、これを検討していただきたいんですよ、解決を。《行動要求》</p> <p>9-1～9-7 AによるDへの要望 いかがですか、（省略）～をやってください。《行動要求》</p> <p>10-1～10-2 Dによる返答</p> <p>11-1～11-5 AによるDへの念押し つくってくださいよ。《行動要求》</p> <p>11-5～11-7 AによるBへの要望</p> <p>12-1～12-2 Bによる返答</p> <p>13-1 AによるBへの念押し 是非よろしくお願いします。</p>
主要部	13-2～ 17-10 談話② 話題	<p>13-2～13-19 Aによる質問 <u>教えていただけませんか。《見解要求》</u></p> <p>14-1～14-2 Eによる返答</p> <p>15-1～15-3A Aによる要望 していただきたいんですけども《願望》、いかがですか《実現要求》</p> <p>16-1～16-3 Eによる返答</p> <p>17-1-17-10 Aによる念押し 是非、（省略）していただきたいと思います。</p>

主要部	17-11 ～26-1 談話③ 話題	17-11～17-19 Aによる質問 <u>教えていただけますか。《見解要求》</u> 18-1 Bによる返答 19-1～19-7 Aによる質問 どういうふうにお考えかと。お願いします。《見解要求》 20-1～20-5 Bによる返答 21-1～21-16 Aによる要望 <u>すべきじゃないかと思うんですが《義務》、その点いかがですか《実現要求》</u> 22-1～22-3 Fによる返答 23-1～23-3 Aによる質問 <u>それを教えていただきたいというのがまず一つ。《内容の説明を求める》</u> 23-4～23-9: Aによる要望 <u>最後に、検討するということだけはちょっと言ってくださいよ。《行動要求》(省略) 教えてください。《実現要求》</u> それだけお願いします、最後に。 24-1 Gによる注意 25-1～25-5 Fによる返答 26-1: AによるFへの念押し お願いします。
終了部	26-2 感謝	26-2: A 感謝

表4 質問談話2の構造

開始部	1-1 挨拶	1-1: A 挨拶
主要部	1-2～ 13-2 話題①	1-2 Aによる話題①～話題③の前置き 1-3～1-5 Aによる質問 <u>教えていただけますでしょうか。《見解要求》</u> 2-1～2-2 Bによる返答 3-1～3-3 Aによる感謝、念押し 3-4～3-7 Aによる質問 <u>簡潔にお答えください。《説明要求》《見解要求》</u> 4-1～4-4 Dによる返答 5-1 Aによる質問 <u>具体的な。《説明要求》</u> 6-1～6-3 Dによる返答 7-1～7-7 Aによる質問 <u>教えていただいてよろしいでしょうか。《説明要求》</u> 8-1～8-10 Dによる返答 9-1～9-9 Aによる質問 <u>お考えをお聞かせください。《見解要求》</u> 10-1 Dによる返答 11-1～11-5 Aによる質問 <u>御意見はいかがでしょう。《見解要求》</u> 12-1～12-11 Bによる返答 13-1～13-2 Aによる感謝、念押し

主要部	13-3 ~ 17-1 話題②	13-3 ~ 13-10 Aによる質問 お聞きしたいと思います。《見解要求》 14-1 ~ 14-8 Dによる返答 15-1 ~ 15-5 Aによる質問 見解、いかがでございましょうか。《見解要求》 16-1 ~ 16-3 Dによる返答 17-1 Aによる念押し
主要部	17-2 ~ 27-1 話題③	17-2 ~ 17-3 Aによる質問 <u>教えていただけませんか。</u> 《見解要求》 18-1 ~ 18-5 Cによる返答 19-1 Aによる念押し 19-2 ~ 19-4 Aによる質問 <u>教えていただけませんか。</u> 《見解要求》 20-1 ~ 20-4 Cによる返答 21-1 Aによる感謝 21-2 ~ 21-7 Aによる質問 お答えいただきたいと思います。《説明要求》《見解要求》 22-1 ~ 22-6 Dによる返答 23-1 AによるDへの要望 23-2 ~ 23-14 AによるBへの要望 御意見をお願いいたします。《見解要求》 24-1 ~ 24-18 Bによる返答 25-1 Aによる念押し 25-2 ~ 25-9 Aによる質問 見解を伺いたいと思います。《見解要求》 26-1 ~ 26-2 Bによる返答 27-1 Aによる念押し
主要部	27-2 ~ 29-1 話題④	27-2 ~ 27-4 Aによる質問 お答えいただきたいと思います。《説明要求》《見解要求》 28-1 ~ 28-5 Eによる返答 29-1 ~ 29-2 Aによる念押し
主要部	29-2 ~ 33-1 話題⑤	29-3 ~ 29-7 Aによる質問 <u>お答えいただけますでしょうか。</u> 《説明要求》 30-1 ~ 30-6 Dによる返答 31-1 ~ 31-11 Aによる要望 是非そこまでちょっと研究していただきたいと思いますが《願望》、大臣、お願いいたします。《実現要求》 32-1 ~ 32-6 Bによる返答 33-1 Aによる念押し
主要部	33-2 ~ 34-8 話題⑥	33-2 ~ 33-13 Aによる要望 いかがでございましょうか。《実現要求》 34-1 ~ 34-8 Bによる返答
終了部	35-1 ~ 35-4 宣言	35-1 ~ 35-4 Aによる念押し、終了宣言

肯定疑問文は、いずれも談話の初めや話題の初めに現れ<sup>(3)</sup>、否定疑問文と許可求め類は、談話の中盤以降に現れる。否定疑問文と許可求め類については、話題の中で最終的に要望を通す相手の違いによって使い分けが見られる。否定疑問文の使用されている部分を見ると、質問談話1と質問談話2のどちらも、質問の後には回答者に対する要望や念押しが続いている。一方で、許可求め類が使用される場合を見ると、最終的に要望を述べる相手は、許可求め類で質問した相手ではなく、別の人物に対して要望を述べている。また、許可求め類が使用されている相手が、いずれも政府参考人であることから、質疑者自身よりも詳しい情報を持っている人物に説明を要求する表現として使用されていると見受けられる。

以上により、肯定疑問文は、話題の最初に現れることから、これから議論する内容の導入として必要な情報を聞き出すための表現として使用され、否定疑問文は、回答者本人に何か要望を通す場合に必要な情報を聞き出す場合に用いられ、許可求め類は、最終的に要望を述べる人物とは別の人物へ詳しい説明を要求する表現として使用されていると思われる。次節では、実際の用例を確認していく。

### 3. 各構文の比較

以下では、前節で述べた談話内での出現位置をふまえ、各構文の用例を見ていく。

#### 3.1 肯定疑問文の用例

肯定疑問文は、談話全体の冒頭、あるいは話題の冒頭で、議論の前提となる情報を導入する場合に見られる。

##### 例1 質問談話2の話題①冒頭部に現れる肯定疑問文

○藤末健三君 民主党の藤末でございます。この度の地方自治法の改正につきまして、私は大きな柱、一つは指定都市制度の見直し、そして中核市制度と特別市制度の統合、そして三つ目に新たな広域連合の制度の創設、三つの柱につきまして具体的なその運用がどのようなイメージとなるかということについて御質問申し上げたいと思います。(省略) やはり地域の実情を踏まえて地方自治体の自主的な判断を尊重すべきだと考えております。つまりは、国は余り関与すべきではないと考えますが、総務大臣の見解を教えてくださいょうか。《見解要求》お願いします。

○国務大臣（新藤義孝君） もとよりそのつもりであります。国が制度を押し付けるのではなくて、メニューを用意して、その中で地域の発意と多様性に応じて自治を行っていただきたいと、このように考えております。

○藤末健三君 見事な答弁、ありがとうございます。もう予定どおりでございます。（省略）是非きちんと柱に据えていただきたいと思います。では、まず一つのポイントでございます指定都市制度の見直しにつきまして、三つのポイントを自治行政局長にお聞きしたいと思います。

（質問談話 2）

まず、例 1 は、質問談話 2 の冒頭に現れる用例である。この話題での本題は、指定都市制度の見直しについて D（自治行政局長）に質問することであるが、本題に入る前に回答者 B（国務大臣）に対して制度の運用の仕方に関する見解を質問している。質疑者は、回答を受けて「是非きちんと柱に据えていただきたいと思います。」と発言した後、本題に移っていることから、これ以降の議論（話題①～③）に必要な「国が制度を押し付けるのではなく、地域の発意と多様性に応じて自治を行う」という前提を聞き出していると言える。また、回答を得た後に「もう予定通り」だと感謝を述べていることから、質問する以前に回答者 B（国務大臣）の返答を知っている状態で質問したのではないと思われる。ここから、国会の議論は、最初の質疑者の挨拶、質問の前置き、議論の前提を述べる（ここでは前提を相手から聞き出す）という展開が典型的になっていると言える。

## 例 2 質問談話 1 の話題③冒頭部に現れる肯定疑問文

○藤末健三君（省略）もし、例えば海外のタックスヘイブンなんかには本社を移しサーバーもタックスヘイブンに移しましたよと、そして日本の人たちが商品を買いますよということがあった場合に、今の金商法上は五十六条の二というやつで読み込むしかありませんよ、大きな枠組みの中の一つなんですよ。そういう状況について大臣はどのようにお考えかということをお教えいただけますか。《見解要求》

○国務大臣（与謝野馨君）明らかに一定の規制を逃れるために海外にサーバーを移すだけのことは、これは実態は何も変わらないので脱法的な行為と言わざるを得ないと、そのように思っております。

○藤末健三君 それで、大臣にお聞きしたいのは、脱法行為というのはもう明

確なんですよ、法上。(省略)ということをございまして、そして私の提案は、これはやっぱり私は何らか法改正を行って、規制する手だてをつくっておく必要があるんじゃないかということを申し上げたいと思います。

(質問談話 1)

次に、例 2 は、質問談話 1 の話題③の序盤に現れる用例である。ここでの本題は、FX の脱法行為対策として回答者 B (国務大臣) に「法改正」を提案することである。質疑者は、回答者 B に現状の見解を求めて「脱法的な行為と言わざるを得ない」という回答を聞き出した上で、「法改正」を提案している。よって、ここでも本題に入る前に必要な前提を相手から聞き出していると言える。

また、回答者 B の回答を得た後、質疑者は「脱法行為というのはもう明確なんですよ、法上。」と受け答えしていることから、例 1 と同様に、例 2 についても、既に回答者の答えを予想したうえで質問をしていると言える。ここでの談話展開は、既に回答者の答えを予測して質問し、自分の欲しい答えを聞き出すことで両者の認識(脱法行為)を一致させ、要望を述べることで、自分の要望を通しやすくしているのだと思われる。

以上、2 つの用例から、肯定疑問文は、談話展開上では、談話の序盤、あるいは新しい話題の序盤に現れ、本題に入る前の前提を相手から聞き出し、両者の認識を共有するための質問に用いられているということがわかった。

### 3.2 否定疑問文の用例

次に、否定疑問文の用例を見ていく。

#### 例 3 質問談話 2 の中盤に現れる否定疑問文

○藤末健三君 (省略) この連携制度の創設につきましては、これは関口副大臣にお聞きしたいんですけども、新たな自治体間の連携の考え方としまして、(省略) 新たな連携というものをてこに更に市町村の合併を進めるつもりなのか、若しくは市町村合併をこれ以上進めるのは限界と考えた上での新しい制度なのかということを教えてくださいませんか。

○副大臣 (関口昌一君) 人口減少社会において、全国の市町村が地方自治体として持続可能な行政サービスを提供していくためには、(省略) 今後は、自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県との連携など多様な手法の中で、

(省略) 自治体の自主的な判断によって地域の活性化につなげていただくようにしていただければと思います。

○藤末健三君 是非、この新しい連携制度というのは非常にキーになると思います、私、この法律の。この連携をどのように進めるかによってこの法律の改正が成功するかどうかが決まると思いますし、きちんと哲学を持って、原理原則を持って運用をしていただきたいと思います。

(質問談話 2)

例3は、前節で述べた「地方自治体の自主的な判断を尊重する」という前提のもと話題①と話題②についての質疑が終わり、続けて話題③を議論している場面である。そのため、ここでの否定疑問文は、話題③の冒頭部分に現れているが、前節の肯定疑問文のように議論に必要な前提を相手から聞き出すための質問ではなく、制度の内容に関してさらに詳しい情報を得るための質問だと言える。例3の質問の後、質疑者は、再度続けて同じ回答者C(副大臣)に対して否定疑問文を用いて質問をしている。この談話において、質疑者は、回答者C(副大臣)にのみ否定疑問文を用いていることから、回答者ごとに用いる表現を使い分けているように思われる。これは、辻岡(2020)において、否定疑問文が人間関係の継続性が生じる人物に対して選択されやすいという結果にも合致している。

今回の調査で用いた資料では、例3の他にも否定疑問文が2例見られたが、いずれも談話の中盤に、議論の前提が提示された後に現れるため、要望を述べるのに必要な情報や不透明な点を深掘するための質問として使用されていると言える。

### 3.3 許可求め類の用例

許可求め類については、2000年以前は、「確認させていただいて(も)いいですか。」のような相手の発言を確認する表現のみが使用され、「教えていただいて(も)いいですか。」のような情報要求の表現は2000年以降に使用が増加する。以下では、2000年以前の用例を確認し、続いて2000年以降の用例を見ていく。以下に、2000年以前の許可求め類の用例を採取した会議録の詳細を示す。

#### 追加調査資料

##### 例4 抜粋資料

第58回国会 衆議院 社会労働委員会 第26号 昭和43年5月16日

A (質疑者)：後藤俊男 (ごとう としお)

B (回答者)：園田直 (そのだ すなお)

例 5 抜粋資料

第 73 回国会 参議院 法務委員会 閉会后第 2 号 昭和 49 年 9 月 9 日

A (質疑者)：橋本敦 (はしもと あつし)

B (回答者)：中江要介 (なかえ ようすけ)

例 4 質問談話の中盤に現れる許可求め類 (確認)

○後藤委員 そうしますと、いまの問題につきましては、いろいろむずかしい面もあるけれども、可及的すみやかに撤廃する方向へ全力を尽くしたい、こういうように御確認させていただいてよろしゅうございますか。《見解要求》

○園田国務大臣 そのとおりでございます。

例 5 質問談話の中盤に現れる許可求め類 (確認)

○橋本敦君 (省略) これに対しては日本の憲法と法の立場において、とてもそういうことはできることではないし、やるべきではないという見解が、政府の見解としてこれははっきりしているということを確認させていただいてよろしいですか。《見解要求》

○説明員 (中江要介君) 政府の立場についていろいろ報道され、あるいは国内で説明していることが表に出ているということはいま御指摘のとおりでございますけれども、韓国政府との間について言いますと、それは先ほど私が申し上げましたような一般的な日本政府の考え方というものを、すでに外交経路を通じて先方に伝えていることは事実でございますが、にもかかわらず韓国では、まだ日本政府の姿勢について必ずしも十分な理解と納得を得ていない面があるものですから、その点を今回の親書によって、最高責任者たる総理の手紙によって再確認して、そして韓国側にもし誤解があるならばそれを解いて、そうして冷静に日韓間で話を進めていきたいと、こういう趣旨でございます。

例 4 と例 5 は、いずれも回答者の前の発言内容を確認している用例である。例 4 は、質疑者と回答者で情報や認識があっている場合であるが、例 5 は、質疑者と回答者で情報や認識があっていない場合である。例 5 のような場合、回答者は質疑者の質問 (確認) を受けて、質疑者の認識と一致していない部分を追加で説明してい

ることから、両者の認識をすり合わせる質問になっている。そのため、結果的に情報要求を意図する表現として機能している。

#### 例6 質問談話1の中盤に現れる許可求め類

○藤末健三君（省略）例えば岐阜市、一・二%です、負担は。沖縄は約三%。そうすると、一千万円借りちゃうと十九万、二十万円近い金利負担が、差が生じるわけですよ。これは大きなものですね。こういう状況を見ていただき、どういふ対応を取るかということなんですけれども、これはまず中小企業庁さんにちょっとお答えいただいていいですか。《見解要求》こういう地域の格差、信用保証の地域格差をどう考えるか、お答えください。

○政府参考人（横尾英博君）今委員御指摘の、まず緊急保証制度につきましては、これは全国一律の制度として一〇〇%の保証、それから保証料〇・八以下という、今の厳しい経営環境に配慮した条件を設定をしているということでございます。（省略）いずれにせよ、今後とも、私ども、地方公共団体とも連携をしながら中小企業の資金繰り支援には全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○藤末健三君 与謝野大臣にちょっと御質問申し上げます。（省略）是非大臣に一点お願いしたいのは、これを検討していただきたいんですよ、解決を。〈行動要求〉（省略）ですから、基本的に中小企業庁さんがおっしゃったやつを代弁すると、我々はまだ手を出せません、自治体が勝手にやってくださいという話なんですよ、極論すると。

（質問談話1）

次に、2000年以降の例だが、例6は、例3の否定疑問文の例と同様に、質疑者が制度の内容や回答者の見解について詳しい説明を要求する質問である。では、否定疑問文との違いについて見ていく。例3の否定疑問文を用いた質問の後は、その回答に対する質疑者の返答か、あるいはその回答をふまえて、同じ回答者C（副大臣）に自分の要望を述べていたのに対し、例6を見てみると、質問の後に回答者D（政府参考人）への返答はせず、すぐに「大臣にちょっと御質問申し上げます。」とB（国務大臣）に対して自分の要望を述べている。

つまり、自分よりも詳しい情報を持っている人物や問題に直面している当事者に説明を要求することで、説得しやすくしているように見える。ここから、許可求め

類は、最終的に要望を通す相手に対して、自分の要望を通すのに有利になる情報を得るため、一時的に別の人物に説明を要求する表現として使用されていると思われる。

では、なぜ、一時的に別の人物へ説明を要求するときの表現として、許可求め類が使用されるのかを考察する。政府参考人という人物は、制度や資料等に関する詳しい情報を持つ人物で、質疑応答では、それを説明する回答者の役割を担っている。また、国務大臣や副大臣といった人物と比べると、質疑者にとって人間関係の継続性が生じない人物だと捉えることができる。これは、辻岡（2020）の調査結果である、許可求め類は、役割関係が生じ、人間関係の継続性がない人物に対して選択されやすいことに合致している。また、一時的に詳しい説明をはさむという点においては、否定疑問文を使うほどへりくだる必要がないため、許可求め類が選ばれたのだと思われる。

以上、許可求め類は、話題の中盤に現れ、上接語が「確認させる」等の使役形の場合は、両者の認識をすり合わせる質問として用いられ、2000年以降に使用が増加した「教える」などが上接する場合は、要望を述べる前に一時的に別の人物からの説明を要求する場合に用いられるということがわかった。

#### 4. まとめ

談話展開上におけるイタダク系依頼表現の3種の構文の現れる位置とその働きについてまとめる。肯定疑問文は、談話全体、あるいは、新しい話題の序盤に導入として表れ、議論の前提となる情報を聞き出す表現として用いられる。否定疑問文と許可求め類は、いずれも議論の中盤に、必要な情報を要求する質問として現れる。否定疑問文は、相手の見解や情報の不透明な点を回答者本人から聞き出す場合に現れるが、許可求め類は、2000年以前は相手に自分の認識が合っているのかを確認する場合に多用される。2000以降は、質問の後の要求を述べる相手に違いがあり、自分の要望を述べる前に、要望を通すために有利な情報を得るため、一時的に別の人物に対して説明を要求する場合に用いられる。

このように、3種類の構文は、談話展開において異なる位置に現れ、それぞれ同じ情報要求の場面であっても、異なる働きをしていることがわかった。また、その働きの違いから使用される人物にも違いがあることが明らかになった。

## 注

- 1) 許可求め表現の用例数は、2000年以前に増加していくため、全体的な用例数は非常に少ない。そのため、辻岡(2021)では、分析に必要な用例数を確保するため、「ていただいて(も)いいですか。/ていただいて(も)いいでしょうか。/ていただいて(も)よろしいですか。/ていただいて(も)よろしいでしょうか。」を調査対象とし、上記の表現をまとめて許可求め類とし、分析を行った。よって、本稿においても許可求め表現のことを許可求め類と呼んでいく。
- 2) 辻岡(2021)において行った上接語の調査は、李(2016)の調査を参考にしている。
- 3) 辻岡(2021)の調査で用いたデータを用いて、3種類の構文を用いた情報要求(上接語「教える」「説明する」「答える」)が談話の導入部分(質疑者の挨拶直後)で出現する件数を調査したところ、肯定疑問文が724件中5件、否定疑問文が724件中1件、556件中0件であったことから、国会会議録全体を通して見ても、3種類の構文のうち、肯定疑問文がより談話の導入部に出やすいと言える。

## 参考文献

- 青木博史・高山善行(編)(2020)『日本語文法史キーワード事典』ひつじ書房(「談話」項目執筆:森勇太)
- 李韻珍(2016)「参議院の予算委員会における「させていただく」の使用実態とその用法の変化について『国会会議録検索システム』を利用して」『言語の研究』2
- 辻岡咲子(2020)「疎の関係の人物に使用される依頼場面での許可求め表現に関する調査」『国文学』104
- 辻岡咲子(2021)「モラウ系授受動詞を用いた依頼表現の比較—国会会議録の資料から—」『国文学』105
- 文化庁文化語科(2008)『平成19年度国語に関する世論調査 日本人の国語力と言葉遣い』ぎょうせい

(つじおか さきこ/本学大学院生)